



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

今回と次回は相続放棄について説明します。相続放棄は、相談が多い分野ですので、少し詳しく説明したいと思います。

相続放棄

相続が発生した際、遺産が借金のみということが起こることがあります。相続では、マイナスの財産も受け継ぐことになっていきます。そのため、そのまま相続すれば、相続人は、損をしようという事になります。それは避けたいと思う方が多いのではないのでしょうか。そのような場合に借金を相続しなくて済む方法が相続放棄です。民法は、相続放棄をすると初めから相続人ではなかったことにすると定めています。初めから相続人ではないのですから、借金を相続しないで済むことになりました。

よく聞かれるのが、借金だけ放棄できるのかということですが、相続放棄をすると初めから相続人ではないという事になりますので、プラスの遺産も受け継がなくなります。借金だけの

放棄はできません。

相続放棄できる期間ですが、相続があったことを知った時から3か月となっています。例えば、親などが亡くなったことを知った時から3か月という事になります。相続があったことを知らない場合には、何年経っても期間は満了せず、知ってから3か月以内であれば、相続放棄ができます。

親が亡くなったことを知った時から3か月以上経って、親に借金があったと分かったが相続放棄をしていなかったという事も起こります。この場合、相続放棄の手続を取らなかったことが当然であると言えるでしょう。そのような場合を救済するため、プラスもマイナスも含めて遺産がないと信じ、信じたことに相当な理由がある場合には、遺産があることを知ってから3か月以内に相続放棄をすれば良いとした判例もあります。3か月が過ぎてしまった場合にも、諦めず弁護士に相談いただいた方が良い場合もあります。

町民協働による「復興まちづくり」支援事業「2次募集」のお知らせ

町は、町民協働による町民相互の絆の形成および復興を推進する事業を実施する団体に補助金を交付します。

▽補助の対象となる団体

次の全ての要件を満たす団体

- 浪江町に住所を有する方が組織する仮設住宅および借上げ住宅等の自治組織、地域づくり団体並びに特定非営利活動法人のいずれかであって、5人以上の構成員を有する団体
- 事業目的等を記述する会則を有する団体
- 政治活動、宗教活動および営利を目的としない団体
- 暴力団等が経営または運営に関係していない団体

▽対象事業の例

- 県内外に避難している浪江町民を集めて交流の場を提供する事業
- 浪江の伝統文化等について広く周知する事業 など

▽補助の対象とならない経費

- 団体の恒常的な運営維持管理経費
- 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等
- ほかの団体に対する補助金、助成金
- 物品販売等に係る経費
- 神社仏閣等宗教法人に対する経費

▽補助金額

- 所在が浪江町内にある団体
原則40万円まで
- 所在が浪江町外にある団体
(町内で事業を実施する場合)
原則40万円まで
- 所在が浪江町外にある団体
(町外で事業を実施する場合)
原則20万円まで

▽応募方法

補助金交付要望書に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出してください(郵便可)。
要望書は企画財政課までお問合せいただくか、町ホームページからダウンロードすることができます。

▽募集期限

9月29日(金)(当日消印有効)

※応募多数により、町の予算を超える場合は、期限前に募集を打ち切らせていただきます。

▽その他

- 1次募集に申請された団体は、2次募集に申請はできません。ご注意ください。
- 応募多数の場合は、新規事業を優先させていただきます。
- 事業採択以降の支出が補助対象となります。それ以前に支出した経費は補助の対象となりません。ご注意ください。